

「畦畔の機械除草及び化学肥料・化学合成農薬不使用栽培」の取組要件

大豆栽培期間中、化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 大豆播種日の1カ月前から大豆栽培終了までの間に、畦畔除草と畝間除草を合わせて4回以上（畦畔除草が1回以上、畝間除草が1回以上）実施されており、除草が徹底されていること。
- (2) 適切に施肥が行われていること。無施肥としたほ場がある場合は、その判断の基となる土壌診断結果書類等の写しを1農業者当たり1回分、実施状況報告時等に生産記録（参考様式5号）と合わせて市町長に提出すること。